

大野はるひこ

おはようございます。

今、一つひとつ経験と勉強をさせていただいております。新人ですので、わからないところがわからなく、また幼稚な質問になってしまうかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、国民健康保険料の不納欠損額、収入未済についてお伺いいたします。

歳入歳出決算書のページ295です。

不納欠損額が10億1,910万6,894円、収入未済額が42億1,998万4,659円、合計52億3,909万1,553円となっておりますが、区の認識をお示してください。

-----  
国保年金課長

まず、不納欠損でございますけども、初めて10億円を超してしまいました。昨年が、17年度が9億6,000万でしたので、それから5,000万ほどふえてしまいました。これにつきましては、1つは、徴収努力を重ねて不納欠損を減らさなくてはいけないという認識がある一方、過去に例えば5年前、6年前からずっと引きずっていて転出した方とかですね、それから生活保護になった方、そういうものについては逆にある意味で不良債権的なものとして持っている部分もございますので、そここのところを落とさせていただきました。不納欠損は少ない方がいいというふうには認識しておりますが、さりとてそういう部分の不良債権的なものはきちっと落とし、それ以外のものはしっかりととっていきたいというふうに思っております。

収入未済額につきましては、42億ということで、これも毎年調定額が上がっていることで少しずつふえてございます。ただ、18年度におきましても徴収率でいいますと74.48%と前年より0.15ポイントアップしているということで、この数字は23区でいうと徴収率が6位というような成績になります。そういう意味では、まだまだ上がありますけども、できるだけ努力してですね、徴収をして収入未済額を落としていかななくてはいけないというふうに認識しております。

-----  
大野はるひこ

今、ご説明をいただいたんですが、滞納状況と区としての対策については、どのようにお考えかお示しいただきたいと思っております。

-----  
国保年金課長

滞納者につきましては、定型的なものとしていつも、督促状、催告状をお送りし、そして現年滞納が3か月ぐらいになりますと、徴収嘱託員という非常勤職員がぐるぐる回っていると。できるだけ相談の機会を得てですね、例えば、生活実態に合わせて分納とかいろんな形で徴収努力をしていきたいと思っております。

19年度においてなんですけども、新たにこの7月ぐらいからは非常勤職員、区の再任用の職員ですけども、が夜間に電話するとか、そういうような形も始めました。18年度もそれをやるうと思ったんですけども、なかなか定型的にうまくいかなかった。少しでも相手と接触する方法を考えていきたいというふうに考えております。

-----  
大野はるひこ

私も、損害保険の代理店をしているんですが、保険ということでは相互扶助で成り立っ

ているということは共通していると思うんですけれども、損害保険は民間で運営していません。国民健康保険は公のもので、民間の保険では加入していなければ、事故が発生しても保険金の支払い義務は発生しないんですが、国民健康保険では何らかの事情で加入していない場合に、病気になってしまったからといって、あなたは医療を受けられませんよというわけにはいかないと思います。

そこで、未納者の健康状況等対応についてお聞かせください。

-----  
国保年金課長

国民健康保険につきましては、国民皆保険を支える最終保険者ということで、おっしゃるとおり最後のところでは医療をきちっと確保しないといけないと思っています。未納が一定以上になった方については、短期証とか資格証、短期証についてはもう期間が短いだけですので、そんな影響ない。資格証については10割ということで、なかなか医療を受けられないというような話も出てまいります。

ただ、私どもとしましては、資格証の方についても病気等の相談があれば、その時点で病気の種類にもよりますけども、ほとんどについては窓口で相談をし、または病院にかかって入院して医療ケースワーカーなんかからの相談を受けて、その時点では3割で、資格証においても3割ですね、医療を受けられるようなことを心がけてございます。

-----  
大野はるひこ

今、資格証と短期証のお話が出たんですが、先日、報道番組で茂木課長ですよ、私たまたま拝見させていただいたんですけども、板橋区は23区中一番短期証、資格証ですか、が一番発行が多いというふうにお答えになっていただいたんですけども、23区との比較と、あと一番少なく短期証、資格証が発行されている区との状況の違いについてお聞かせいただきたいと思います。

-----  
国保年金課長

23区で資格証が一番多いということで、これにつきましては、平成18年の6月に、毎年6月1日付で23区の調査をして、10月、11月に発表しているということで、18年の6月に6,322件ということで、その時点では23区で一番多いという状況になりました。一番少ないところでいいますと、大体渋谷区あたりがですね、一番少ないんですけども、最新の調査では資格証が19件、私ども最新の状態では資格証が4,932件という、ことしの10月の話ですけども、このような状況になってございます。

私どもとしては、資格証の要件というのが法律上定められて、1年以上にわたり未納が続いた場合というようなことでやっておりますけども、その中から特別な事情とか、とりわけ先ほどの病気とかそういった形については、極力落とすように今努力しております。

渋谷区についていうならば、区名を言ってしまったんで申しわけないんですが、そちらの課長からの話だと、まず資格証に取り組んだのが非常に遅かったということでございます。それから、電算システム上、それがシステム化されていない、したがって手作業でやってかなくてはいけないので、なかなかふえてこないというようなお話を承っております。

-----  
大野はるひこ

板橋区の場合は、所得の少ない方というんですか、渋谷区は少ないわけですから、今後、渋谷区もそういった形で多く発生していくような状況になるんでしょうか。

国保年金課長

渋谷区といつも比較されますもんですから、いつもその課長と話しているんですけども、渋谷区としてもですね、少しずつですね、電算システムをまずつくっていかなくちゃいけない。それから、その間において、どうしても資格証にせざるを得ないところはふやしていきますというような話はしております。

---

大野はるひこ

払いたくても払えない方へは、その方々への救済する何らかの措置を講じていかなければならないと考えているんですが、払えるのに払わない方へは、今先ほどお話ありましたけれども、もっと特別チームなどをつくり、徹底的に徴収をするべきではないかと思うんですが、その辺、今後もっと徹底的に取り立てるといったら言い方おかしいかもしれないんですが、そういうチームをつくるようなお考えはありますか。

---

国保年金課長

特別チームといいますか、今もですね、資格証の方々についても、先ほどお話しした徴収嘱託員、非常勤職員を30名が毎日、毎日回ってございます。したがって、そういう方にアプローチしているんですが、なかなかお会いできないというのが実態でございます。したがって、特別チームをつくるというよりも、その徴収嘱託員30名をですね、いかに資格証の方々と短期証の方々を中心に、実態調査なり回ってご相談する、これをですね、組織的にやっていきたいと、やっていかななくてはいけないというふうに考えております。

---

大野はるひこ

国民健康保険料は、払わなければ払わないですずっと払わないで、何かお聞きしたんですけど、2年間ぐらいたつと無効になるという話を聞いたんですが、そういうシステムはあるんでしょうか。

---

国保年金課長

国民健康保険料につきましては、2年間で時効でございます。したがって、それを時効を過ぎて特に私どもの方からアプローチをしなければ不納欠損として落とさざるを得ないという状況になります。

---

大野はるひこ

2年間払わないで、2年間経って時効になりますよね、3年目に、じゃ国民健康保険料払うよといった場合には、2年間にさかのぼって徴収するということは発生するんですか。

---

国保年金課長

保険料というのは、2年で時効ということになっていて、給付とかそういうのもすべて2年ということですので、一たん時効になったものを言われてもお支払いいただくことはできません。

---

大野はるひこ

例えば、2年間は病気しないだろうから国民健康保険料払わなくていいやということで、3年目になってちょっとぐあい悪くなったんで払おうかなということもあり得るわけですか。

-----  
国保年金課長

実際問題として、これは直接その本人から聞いたわけじゃないんですけども、若い方の中にはほとんどが病気しないからいいやというような方もいらっしゃいます、保険料を払わない。場合によって、資格証になったとして、そういう方が、よく若い方、けがが多いんですけども、骨折して入院したということでお電話をいただいて、それはもう入院だから仕方がないということで、そのときだけ短期証を出すというようなことは確かにございます。

-----  
大野はるひこ

何か矛盾していますよね、変だと思う、意見なんですけれども。

(「時効がある」と言う人あり)

-----  
大野はるひこ

どうもありがとうございました。

先ほどの質問と同じになるんですが、今度は介護保険料の不納欠損、収入未済についてお伺いしたいと思います。

ページは 388 ページです。

不納欠損額が 6,714 万 7,800 円、収入未済額は 2 億 6,710 万 5,590 円、合計 3 億 3,425 万 3,390 円となっていますけれども、区としての認識をお聞かせください。

-----  
介護保険課長

ただいまの国民健康保険課長の答弁と似た形にはなりますけれども、確かに不納欠損額 6,700 万円ほど出てございます。これは、時効が 2 年でございまして、それが収入できなくなった分ということでございます。こちらにつきましては、前年度が 6,500 万円ほどございましたので、若干でございしますが確かに伸びてございます。それと、収入未済額でございしますが、2 億 6,700 万、こちらについては時効 2 年 2 か月になる前の分と本年度の収入できなかった分、合わせて 2 億 6,700 万になってしまっております。

そういったことで、やはり不納欠損、収入未済がないにこしたことはございません。そのために、私どもも努力を同じようにさせていただいております。例えば、督促状の発送ですとか、徴収嘱託員による訪問ですとか、分納、不納者への催告、催告書の発送、電話催告、臨戸訪問、それと日曜納付相談などなどを実施させていただいている、努力をさせていただいているところでございます。

-----  
大野はるひこ

どのような方が滞納しているのか、また対策についてお聞かせをいただきたいと思うんですけども。

-----  
介護保険課長

不納欠損等の事由ということになりますけれども、生活困窮の方、あと死亡、転出、あとは生活保護に切りかわったとかですね、そういった方々がございます。一番多いのは、やはり生活困窮ということで、申し出がいられているという方が多いかと思っております。

-----  
大野はるひこ

払われてないということでは、健康状態が崩れた方に対して、どのような対応をされているのでしょうか。

介護保険課長

私どもは、ちょっと医療と違いますので、介護保険の給付の中で皆さん認定を受けられまして、それが必要な介護のサービスをご利用なさるという形になってございます。

大野はるひこ

サービスというと、介護保険料を払われていないんで、やはり実額という形になるんですか。

介護保険課長

確かに、給付制限というのがございまして、ずっと払っていない方については、当初ですね、その分をお支払いいただいて介護保険料納入になった後にお返しするとか、そういったシステムがございまして。

大野はるひこ

先ほどと同じになるんですが、23区との比較についてはどのようになっているのでしょうか。

介護保険課長

23区との比較というのは、なかなかちょっとできませんもんですから、各市区町村でやはり認定を受けた方が国の制度にのっとったサービスをご利用なさっているという形になるのかと思います。

大野はるひこ

ありがとうございました。

次に、生活保護者の方の状況について質問をさせていただきます。

まず、不適正な支給はないのでしょうか、またチェック体制はなされているのかお聞きしたいと思います。

板橋福祉事務所長

生活保護費の不正受給の状況ということかと思えます。

板橋区の不正受給につきましては、18年度22件で金額といたしましては、2,670万円余りでございます。

大野はるひこ

本当に生活保護を受けなければならない方が受けられなくて、そういう不正受給をしているというのはおかしいと思うんですけども、その辺のチェック体制というのはどういうふうに管理されているのかお示しいただきたいと思うんですけども。

板橋福祉事務所長

不正受給した方への対応ということでございますけれども、福祉事務所では、年4回給与明細書を添付していただいて申告してもらっております。また、年金手当等につきまし

ては、支払い通知書等を添付して申告してもらっております。また、年1回課税台帳と突合を行って、生活保護者の方の収入状況を調査しているところでございます。

大野はるひこ

これもまた同じになると思うんですけど、障がい者認定を受けられている方が自転車を乗り回していたなどということをお聞きすることがあるんですけども、それもそのチェックというのはどういうふうに行われているのかお示しいただければと思うんですけども。

主査

生活保護を受けている人の障がい者。障がい者認定を。

大野はるひこ

障がい者認定の方ですね。

障がい者福祉課長

障がい程度区分の話かというふうに理解をいたします。

障がい程度区分は、その時点、時点でどれくらいの介護度が必要かということで、106項目の調査をし、その結果、認定審査会で決定をしていくというものでございます。それにつきましては、期間というものが定められておまして、長い方で3年、短い方で1年というような状況がございますけれども、そういった中で状況が変化すれば、それは個々に対応をしていくと、改めてまた申請をしていただき、なおかつ正しい区分をまた改めていくということになってまいります。

志村福祉事務所長

障がい者手帳をお持ちの方で、自転車等を乗り回している方がいらっしゃるということですが、障がい者手帳にもですね、区分がございますして、重たい区分、それから軽い区分等ありまして、必ずしも、例えば身体障がい者手帳を取得している方が、そういう自転車に乗るような能力がないということではないと思いますので、それはそういうこともあるかというふうに考えております。

大野はるひこ

けがをされた、私も直接見たわけではないので申しわけないんですけども、けがをされてその障がいを持たれた方だと思うんですけども、その方が実際見たわけではないので、私も不確かで申しわけないんですけども、そういう方が治った場合には、またそれが取り消しというか、認定はないですよという形にはなるんですか。

志村福祉事務所長

障がいというのはですね、ある程度、例えば中途障がいなんかの場合には、けがをして体の機能を損ないます。それが治ってしまうということであれば、これは障がい者ということには該当しません。その障がいの状態が固定する、身体機能の欠損の部分が固定した場合が障がい者ということに該当いたしますので、治って自転車を乗り回しているというのは別に問題ないということになります。

主査

いいですか、時間なんで、はいすみません。

---

大野はるひこ

主要施策の効果ページ 115 ページです。

生活保護世帯援護、受給者自立支援というところで、就労支援事業で 1,087 万 8,652 円、金額になっていますけども、その下を見ると、就労支援相談員の方が 3 人となっていますけども、この相談員の方々はどのような形で相談を受けられているのか、お答えいただきたいと思います。

---

板橋福祉事務所長

就労支援相談員のご質問でございます。

就労支援相談員につきましては、非常勤職員でハローワークのOBの方に来ていただいて、生活保護を受けている方で就労可能な方についてご相談をさせていただいているというところがございます。

---

大野はるひこ

次に、就労支援対象者数 342 名となっているんですけども、実際に実数というか、この方以外に対象となる方っていうのはいらっしゃるんですか。保護を受けている方の中で。

---

板橋福祉事務所長

支援の対象者ということでございますけれども、支援の対象者については 342 名ということでございます。その中で、18 年度に就労を開始したものが 170 名というような状況になってございます。

---

主査

まだあります、答弁。

---

板橋福祉事務所長

支援対象者というのは、342 名で 170 名の就労開始者でございますけれども、それ以外の方ということでございますけれども、稼働年齢の方は対象になるということなんですけれども、その中で病気の方だとか、また母子家庭の方だとかで就労が難しい方もいらっしゃるというような状況がございます。

---

大野はるひこ

申し出があったというわけではないんですね、対象者数の方がこの方っていうことでよろしいんですか。

---

板橋福祉事務所長

おっしゃるとおりでございます。

---

大野はるひこ

その中で、342 名の中で、実際に就労された方が 170 人という数字なんですけれども、約 5 割なんですけども、その内容は半分の方がつけなかったわけなんですけども、どういった状況でつけなかったのかっていうのをお教えいただければと思うんですけども。

-----  
板橋福祉事務所長

半分の方が就労されて、半分の方が就労できていないような状況だということで、就労できなかった理由ということでございますけれども、就労できなかった方については、例えば母子世帯の方などにつきまして、就労するに当たりますと、子育てをやりながらの就労ということにつきましては、いろんな制約条件がありまして、それらの制約条件が解決できなくて就労できないだとか、あと中高年の方になりますと、中高年の男性の方になりますと、いろんなキャリアをお持ちの方も多くて、それらのキャリアを生かした仕事になかなか見つからないというような状況もございまして、なかなかすべての方が就労できているような状況ではないというふうなことでございます。

-----  
大野はるひこ

ということは、相談員の方が紹介をしたお仕事について、その対象者の方は合わないからお断りしますというような状況なんでしょうか。

-----  
板橋福祉事務所長

いえ、なかなか本人の希望とその職がマッチしなくて就労できていないというような状況でございます。

-----  
大野はるひこ

なかなか難しいんですね。ありがとうございます。

それでは、シルバー人材センターのことについてお聞きしたいと思います。

決算書の190ページと主要施策の効果124ページです。

会員数に対する就業率はどのようになっているのでしょうか、またその対応についてお聞かせください。

-----  
生きがい推進課長

ただいまご質問いただきました、シルバー人材センターの就業の延べ人数でございますが、18年度がですね、延べで30万2,135人でございます。年度末の会員数が2,802人ということでございまして、そのうち就業者が2,219人おりますので、就業率としては79.2%という状況です。

-----  
大野はるひこ

駐輪場とか駅周辺の不法駐輪に対して民間の警備会社を採用しているというふうにお聞きしているんですけども、駐輪場不法駐輪の指導はシルバー人材センターの採用の方でもできると考えているんですけども、また給料もシルバー人材センターの採用の方より民間の警備会社に支払われる金額が高いとお聞きしているんですが、その辺についてはどのようになっているんですか。

-----  
生きがい推進課長

駐輪場の件に関しましては、交通対策課の方で所管をしているものでございますけれども、その区の方からの求人といいますか、その部分とシルバー人材センターの派遣の部分の調整の中で、その費用対効果とか、そういった部分を考慮しながら実際の就業に結びつくか

どうかということが判断されているのかなと考えております。

---

大野はるひこ

そのことによって、シルバー人材センターさんにお世話になっている方がおっしゃるんですが、もっと働きたいのに働く日数が減ってしまうんで、何とかならないんですかっていうようなことをお聞きしたんで、質問させていただいたんですけども、ぜひ、これから団塊の世代の方が退職されて、結構ふえてくると思いますんで、就業率というか稼働率というんですかね、をふやせていけるような方向でお願いをしたいと思います。

---

主査

意見でいいですか、答弁してください。

---

生きがい推進課長

シルバー人材センターの今後のあり方も含めまして、ただいま委員さんのご意見等につきましても、シルバー人材センターの方に伝えていきたいと考えております。

---

大野はるひこ

次に、平成 18 年の 9 月 1 日付のシルバー人材センターの出しているいきいきというところからの質問なんですけども、その 124 号の事務局通信の中で、その活動による財政効果についてと、あと介護保険削減効果ということで出ていた記事なんですけども、医療費の削減効果は 1 億 6,692 万円、内訳が平成 16 年度、一般高齢者の平均医療費が 41 万 8,000 円、平成 16 年度シルバー人材センター会員の平均医療費が 35 万 8,000 円、差し引き、1 人当たりの削減額が 6 万円ということで、平成 17 年度末板橋区の会員数は 2,782 人、6 万円掛ける 2,782 人で、1 億 6,692 万という数字が出ています。

介護保険の削減効果では、1,286 万 2,600 円です。内訳が、一般高齢者の過去 3 年間の平均要介護発生率が 0.75、シルバー人材センター会員の過去 3 年間の平均要介護者発生率が 0.056、認定者 1 人当たりの平均居宅介護サービス費用が 73 万円で、一般高齢者の要介護者数が 69.55 人、シルバー人材センター会員の要介護者数 51.93 人、差し引き、要介護者削減数が 17.6 人ということで、17.6 人掛ける 73 万円で 1,286 万 2,600 円、区財政の負担、補助金の支出が 2,196 万 4,000 円、差し引き、区財政の寄与額 1 億 5,781 万 8,600 円、全国シルバー人材センターによる平成 16 年度の国民医療費等の調査を踏まえて板橋区シルバー人材センターの平成 17 年の決算数値により推計したとなっておりますけども、多大な医療費、介護費用の削減に寄与していると思うんですが、平成 18 年度の推計がわかればお聞かせください。

---

生きがい推進課長

私どももですね、シルバー人材センターの方からもらっている資料ではですね、医療費削減効果につきましては、トータルの数を言わせていただきますけども、あくまでもこれは推定でございますので、医療費削減効果につきましては、1 億 6,812 万円、介護費用削減効果につきましては、1,286 万 2,600 円、あと地域購買力向上効果ということでは 13 億 35 万 300 円で、区財政の負担が 18 年度 2,031 万 8,000 円の補助金を出しておりますので、差し引き、区財政の寄与額ということで 1 億 6,066 万 4,600 円ということで、財政効果の推定がシルバー人材センターの方から出されている状況です。

---

大野はるひこ

先ほども私言ったんですけど、これから少子高齢化で高齢化の方もたくさんいらっしゃって出られてくると思うので、ぜひシルバー人材センターさんでの活動ができる場をたくさん設けていただけるようお願いをいたします。

次に、交通バリアフリー化の推進についてということで、決算書のページ 178、主要施策の効果 229 ということなんですけども、福祉有償運送協議会を開催 1 回となっています。私も、最初委員会に所属したときに、スペシャルトランスポートサービスですよ、のお話をお聞きしているんですが、どういった協議会の内容だったのかをお聞かせいただければと思うんですけども。

---

障がい者福祉課長

福祉有償運送運営協議会の内容でございます。

これは、有償で要するにお金をとって障がい者あるいは高齢者を、車両を用いて運送する場合、本来ですと道路運送法に基づく許可が必要になります。これを、身体的移動制約者の移動手段を確保するために、NPO等がそれを実施する場合には、地元で開催する運営協議会の協議を経て、その協議が整えばそれを国土交通省の方に申請することによって、営業ができると、そういう制度になっております。そのための協議をするための場だというふうにお考えをいただきたいと思います。STSにつきましては、ちょっとこれとはまた違うお話になりますので、それについては障がい者施設課長からお答えいたします。

---

障がい者施設課長

STSにつきましては、今お話がありましたその車いすですとかストレッチャーに乗ったような方を移送するための福祉タクシーですとか、そういうサービスをしているところの、そういうサービスということで、特にここにあります 18 年度につきましては、そういった事業者さんの空き車両ですとか、あとは情報提供をするサービスのセンターをつくるということで、短い期間ですが実際にテスト運行みたいなのをやりまして、実際に車いすやストレッチャーに乗ったタクシーが必要な区民の方からそちらのセンターにお電話をいただいて、どういう事業者さんの空き車両があって利用が可能なのかというような情報提供をするような事業を試行したというところでございます。

---

大野はるひこ

この実験運用に取り組んだとありますけど、平成 19 年度も引き続いてその実験運用とかもされているということで、今後も積極的に取り組まれていくんでしょうか。

---

障がい者施設課長

今年度は特に予定はございませんが、一応、来年度、福祉移送サービスのセンターの運営を目指してちょっと準備をしているところでございます。

---

大野はるひこ

次に、決算書の 100 ページの福祉のまちづくり特区モデル事業費補助金の内容についてお聞かせください。

---

障がい者施設課長

こちらの事業は、福祉のまちづくり特区ということで、名乗りを上げまして、予算については障がい者施設課の方で東京都の方から補助金を受けておりますが、事業につきましては、土木部ですとかの産業振興課の方で行ったものでございます。一番大きなものは、遊座大山の道路整備でございます。そのほかに、放置自転車の撤去でございますとか、文化会館の手すりの設置のようなものを行っております。

---

大野はるひこ

放置自転車の撤去というのも、福祉のまちづくりの分野になるんですか、危ないから、車いすを乗られた方が通るのに危ないからということでの事業の一つ。

---

障がい者施設課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

---

大野はるひこ

終わります。ありがとうございました。